

## 介護給付適正化(縦覧点検・医療情報との突合)に関するよくある問い合わせ

項番	質問	回答
1	「確認届」が送付されてきましたが、回答はFAXにて送信していいですか？	「確認届」は、個人情報を含みますので、郵送での返送(事業所負担)をお願いします。
2	「確認届」に掲載されている請求明細書の請求内容が誤っていました。該当保険者へ過誤の申し立てを行う必要がありますか？	国保連合会において過誤処理を行うため、「確認届」に請求誤りである旨を記入してください。 該当保険者へ過誤の申し立てを行う必要はありません。
3	居宅介護支援費の請求が誤っており、過誤となりましたが、再請求において、給付管理票の提出が必要ですか？	給付管理票の提出は、必要ありません。
4	「確認届」の介護給付費明細情報に 令和3年2月提供分:居宅介護支援 令和3年3月提供分:居宅介護支援初回加算 とありますが、「該当する作成区分」の記載方法を教えてください。	令和3年2月提供分において居宅介護支援を算定しているにも関わらず、令和3年3月提供分に居宅介護支援初回加算を算定しているため、その理由を確認しています。  <回答例> ①令和3年2月提供分に本来初回加算を算定しないといけなかった場合は、2・3月提供分の「該当する作成区分」に”4”(請求誤り)と記載してください。 ②令和3年3月提供分の初回加算が単純に算定誤りの場合は、3月提供分の「該当する作成区分」に”4”(請求誤り)と記載してください。 ③請求誤りでない場合は、「確認届」の下部①～③の理由を3月提供分の「該当する作成区分」に記載してください。